

鳥取県原子力安全顧問設置要綱

(顧問の設置)

第1条 本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング（以下「環境放射線等モニタリング」という。）、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置する。

(顧問の職務)

第2条 顧問は、県の要請に応じて、次の事項について必要な指導、助言等を行う。

- (1) 環境放射線等モニタリングの実施に係る技術的事項及び環境放射線等モニタリング結果の評価に関すること。
 - (2) 原子力災害の防災対策に関すること。
 - (3) 原子力施設の安全対策に関すること。
 - (4) 前三号に掲げる事項を所管する上で必要な事項に関すること。
- 2 知事は、顧問に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第11条の規定に基づく現地確認への同行を必要に応じ要請することができる。

(顧問の委嘱等)

第3条 顧問は、学識経験者の中から、知事が委嘱する。

- 2 顧問の任期は2年以内とし、再任を妨げない。この場合において、追加して委嘱する顧問の任期は、既に委嘱されている他の顧問のうち任期の終期が最も遅い者の当該終期までの期間とする。

(顧問の欠格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、顧問に委嘱しない。顧問が次の各号のいずれかに該当したときは、当該顧問を解任する。

- (1) 原子力事業者等（営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。以下同じ。）又は法人である原子力事業者等の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）若しくは使用人その他の従業者
- (2) 原子力事業者等で組織する団体の役員又は使用人その他の従業者
- (3) 顧問の委嘱の日（以下「委嘱日」という。）の前直近3年間に前2号のいずれかに該当していた者
- (4) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日の前直近1年間、委嘱日の1年前の日の前直近1年間又は委嘱日の2年前の日の前直近1年間のうちいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していた者
- (5) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日以後1年間又は委嘱日1年後の日以後1年間に50万円以上の報酬等を受領している者
- (6) 次条第1項及び第2項に規定する申告をしない者

(顧問の委嘱手続等)

第5条 知事は、顧問の委嘱をしようとするときは、あらかじめ、委嘱しようとする者に、次に掲げる事項を記載した申告書(様式第1号)の提出を求める。

- (1) この項の規定により申告する日(以下「申告日」という。)において、前条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないと料する事項
 - (2) 当該学識経験者等個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、申告日の前直近3年間(再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間)における寄附の対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額
 - (3) 申告日の前直近3年間(再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間)に、その所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
- 2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書(様式第2号)を毎年4月30日までに提出するよう求める。
- (1) 申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額
 - (2) 申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
- 3 顧問は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。
- 4 知事は、顧問に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により申告された事項を公表する。

(鳥取県原子力安全顧問会議)

第6条 県は、必要があると認めるときには、指導、助言等を求める案件に応じて顧問のうちから適当と認める者に出席を求め、鳥取県原子力安全顧問会議を開くことができる。この場合において、県は出席する顧問の中から座長を選任することができる。

(事務処理)

第7条 この要綱に関する事務は、危機管理局原子力安全対策課が行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月17日から施行する。

鳥取県原子力安全顧問の委嘱に係る自己申告書

申告日：平成 年 月 日

鳥取県知事 様

(所属及び役職)

(氏名)

印

鳥取県原子力安全顧問設置要綱第5条第1項各号に規定する事項について、次のとおり申告します。

<p>① あなたは、平成 年 月 日において、原子力事業者等^{*1}又は法人である原子力事業者等の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）若しくは使用人その他の従業者ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p>
<p>② あなたは、平成 年 月 日において、原子力事業者等で組織する団体^{*2}の役員又は使用人その他の従業者ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p>
<p>③ あなたは、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に、原子力事業者等又は法人である原子力事業者等の役員若しくは使用人その他の従業者でしたか。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p>
<p>④ あなたは、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に、原子力事業者等で組織する団体の役員又は使用人その他の従業者でしたか。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p>
<p>⑤ あなたは、同一の原子力事業者等から、個人として、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、又は平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間のいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していましたか。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p>
<p>⑥ あなた個人の研究又はあなたが所属する研究室その他研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間における寄附の対象となった研究名称、寄附者及びその寄附金額</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p><input type="checkbox"/> ある（ある場合は、別紙の表1の欄に内容を記載してください。）</p>
<p>⑦ 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に、あなたの所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p><input type="checkbox"/> ある（ある場合は、別紙の表2の欄に内容を記載してください。）</p>

[記載方法等]

1. ①、②は委嘱日（又は委嘱予定日。以下同じ。）を記載してください。
2. ③、④の期間は委嘱日の前の日から直近3年間を記載してください。
3. ⑤の期間は、それぞれ委嘱日の前の日から直近1年間及び委嘱日の1年前の日の前直近1年間並びに委嘱日の2年前の日の前直近1年間を記載してください。
4. ⑥、⑦の期間は申告日の前の日から直近3年間を記載してください。ただし、再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までを記載してください。
5. ①～⑦については、「いいえ」又は「はい」、「ない」又は「ある」のいずれかのチェックボックスに✓を付けてください。
6. ⑥、⑦については、「ある」の場合は別紙の該当欄に内容を記載してください。なお、書ききれない場合は、別紙を複写して記載してください。
7. 鳥取県原子力安全顧問設置要綱第7条に規定する事務局へ提出してください。

[備考]

- ※1 「原子力事業者等」とは、営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。
- ※2 「原子力事業者等で組織する団体」とは、電気事業連合会や一般財団法人電力中央研究所などをいう。

鳥取県原子力安全顧問の在任中の寄附等に関する自己申告書

申告日：平成 年 月 日

鳥取県知事 様

（所属及び役職）

（氏名）

印

鳥取県原子力安全顧問設置要綱第5条第2項各号に定める事項について、次のとおり申告します。

<p>① 平成 年4月1日から平成 年3月31日における、あなた個人の研究又はあなたが所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等^{※1}からの寄附について、対象の研究名称、寄附者及びその寄附金額</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p><input type="checkbox"/> ある（ある場合は、別紙の表1の欄に内容を記載してください。）</p>
<p>② 平成 年4月1日から平成 年3月31日における、あなたが所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p><input type="checkbox"/> ある（ある場合は、別紙の表2の欄に内容を記載してください）</p>

[記載方法等]

1. ①・②の期間については、申告を行う前年度を記載してください。
2. ①・②については、「ない」又は「ある」のいずれかのチェックボックスに✓を付けてください。
3. 「ある」の場合は、別紙の該当欄に内容を記載してください。なお、書ききれない場合は、別紙を複写して記載してください。
4. 鳥取県原子力安全顧問設置要綱第7条に規定する事務局へ提出してください。
5. 毎年4月30日までに提出してください。

[備考]

※1 「原子力事業者等」とは、営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。

